（警務課）

第百三十四条　［略］

［一～十一　略］

十二　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第百五十一条第十四号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

十三　［略］

第百三十五条～第百四十九条　［略］

（首席監察官及び監察官）

第百五十条　首席監察官及び監察官の所掌事務については、第百三十三条の規定を準用する。

（警務・監察課）

第百五十一条　［略］

（会計課及び会計監査官）

第百五十二条　会計課及び会計監査官の所掌事務については、それぞれ、第百三十六条及び第百三十七条の規定を準用する。

（広域調整課）

第百五十三条　［略］

（高速道路管理官及び災害対策官）

第百五十四条　高速道路管理官及び災害対策官の所掌事務については、それぞれ、第百四十条及び第百四十一条の規定を準用する。

第百五十五条～第百五十七条　［略］

（情報技術解析課）

第百五十八条　情報技術解析課においては、第百四十七条各号に掲げる事務をつかさどる。

第百五十九条～第百六十四条　［略］

（機動通信課）

第百六十五条　庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第六十七条及び第六十八条の規定を準用する。

（教務部の所掌事務）

第百六十六条　［略］

（指導部の所掌事務）

第百六十七条　［略］

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

第百六十八条～第百七十二条　［略］

（機動通信課）

第百七十三条　機動通信課においては、第百四十五条各号に掲げる事務をつかさどる。

（通信施設課）

第百七十四条　通信施設課においては、第百四十六条各号に掲げる事務をつかさどる。

（警務課）

第百三十七条　［同上］

［一～十一　同上］

十二　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第百五十三条第十四号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

十三　［同上］

第百三十八条～第百五十二条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

（首席監察官及び監察官）

第百五十三条　首席監察官及び監察官の所掌事務については、第百三十六条の規定を準用する。

（警務・監察課）

第百五十四条　［同上］

（会計課及び会計監査官）

第百五十五条　会計課及び会計監査官の所掌事務については、それぞれ、第百三十九条及び第百四十条の規定を準用する。

（広域調整課）

第百五十六条　［同上］

（高速道路管理官及び災害対策官）

第百五十七条　高速道路管理官及び災害対策官の所掌事務については、それぞれ、第百四十三条及び第百四十四条の規定を準用する。

第百五十八条～第百六十条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

（情報技術解析課）

第百六十一条　情報技術解析課においては、第百五十条各号に掲げる事務をつかさどる。

第百六十二条～第百六十七条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

第百六十八条　庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第七十条及び第七十一条の規定を準用する。

（教務部の所掌事務）

第百六十九条　［同上］

（指導部の所掌事務）

第百七十条　［同上］

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

第百七十一条～第百七十五条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

（機動通信課）

第百七十六条　機動通信課においては、第百四十八条各号に掲げる事務をつかさどる。

（通信施設課）

第百七十七条　通信施設課においては、第百四十九条各号に掲げる事務をつかさどる。